

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】


(注) 下線を付した箇所が改正部分である。


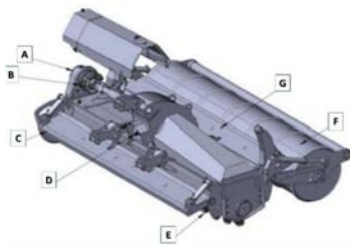
改正後		改正前	
1704.90	<p>12. ハーブのせき止め錠剤</p> <p>本品は、主成分である砂糖と、少量の <i>Glycyrrhiza glabra</i> (リコリス)、<i>Zingiber officinale</i> (しょうが)、<i>Embllica officinalis</i> (インディアングーズベリー) 及びメントールから成る。</p> <p>本品は、各種のせき、かすれ、のどの痛みなどの対症療法に使用される。</p> <p>通則1及び6を適用</p>		(新規)
2106.10	<p>3. 粉末状の調製食料品</p> <p>本品は、大豆たんぱく質分離物(93.425%)、たんぱく質80%を含むホエイたんぱく質濃縮物(レシチン入り)(6.125%)、香料(バニラクリーム)及び二酸化けい素を含む粉末状の調製食料品である。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>(削除)</p>	2106.90	(新規)
2404.19	<p>3. 化学工業生産品</p> <p>本品は、加圧注入法(Pressure Injection Method)により、天然の鉱石の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品(Shisha-Steam-Stones)である。本品はニコチンを含まない。</p> <p>本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。</p> <p>通則1及び6を適用</p>		(新規)
		2106.90	<p>5. Instant foodstuff</p> <p>本品は、大豆たん白濃縮物(51%)、カゼインナート(47.5%)、大豆レシチン(1%)及びバニラオレオレジン(0.5%)から成るものである。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。


改正後		改正前	
2933.39	 <p>1. 化合物</p> <p>本品は、褐色で、透明からわずかに不透明の水溶液で、二塩化パラコート（N,N'-dimethyl-4,4'-bipyridinium dichloride : 44.16%~48.58%）、吐剤（PP796 : 0.1%以下）及び着色剤を含有する。本品は、最終製品にするために更なる調合を要する。ドラム入り又はバルクで提示される。</p> <p><u>通則 1（第 29 類注 1（g）及び第 38 類注 1（a））及び 6 を適用</u></p>	3808.93	<p>1. 除草剤の中間製品</p> <p>本品は、褐色で、透明からわずかに不透明の水溶液で、二塩化パラコート（N,N'-dimethyl-4,4'-bipyridinium dichloride : 44.16%~48.58%）、吐剤（PP796 : 0.1%以下）及び着色剤を含有する。本品は、最終製品にするために更なる調合を要する。ドラム入り又はバルクで提示される。</p> <p><u>通則 1（第 38 類注 1（a））及び 6 を適用</u></p>
3002.49	<p>1. 炭酸カルシウムと乳糖、でん粉と乳糖又はしょ糖と多糖類を賦形剤又は担体とする培養乳酸菌をもととしたバルク状の物品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	3002.90	<p>1. 炭酸カルシウムと乳糖、でん粉と乳糖又はしょ糖と多糖類を賦形剤又は担体とする培養乳酸菌をもととしたバルク状の物品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>
3917.10	<p>1. 食用のコラーゲン製ソーセージケーシング</p> <p><u>本品は、豚、牛その他の動物の皮から得られるコラーゲンを、閉じた幾何学的形状（曲線、楕円又は環状）の出口スロットから押し出すことにより得られる、軟質のチューブ状のケーシングで、化学的又は物理的処理により硬化させたものである。</u></p> <p><u>本品は、種々の長さのゴルゲート加工をした管である。</u></p> <p><u>通則 1（第 39 類注 8）及び 6 を適用</u></p>		<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="159 432 259 464"><u>8432. 80</u></p> <p data-bbox="315 432 931 464"><u>1. マルチテレーン土壤用カッター及びリッパー</u></p> <p data-bbox="309 507 1122 791">本品は、148 個の交換可能な超硬カッターを有したローター（直径 600 ミリメートル、幅 3150 ミリメートル）及び安全クラッチと、砕いた物質を均し、固める際に支えとなるリアドラムから構成される。本品は、最大 300 ミリメートルの深さまで土壤を耕すために、トラクターによりけん引されるように設計されており、油圧と機械的動力を供給するカップリング装置で連結されている。本品の寸法は、長さ 2385 ミリメートル、幅 3500 ミリメートル、高さ 1400 ミリメートルである。</p> <p data-bbox="309 799 1122 900">本品は、主に農地や山林の開墾、植林のための土壤づくりに使用される。また、建築現場の整地、林道や農道の整備、路面の氷の破碎・除去などにも使用できる。</p> <p data-bbox="333 908 801 940">通則 1（第 84 類注 8）及び 6 を適用</p> <div data-bbox="338 976 694 1225">  </div> <div data-bbox="745 976 1093 1225">  </div> <p data-bbox="309 1267 580 1479"> <u>A. ドライブ</u> <u>B. 安全クラッチ</u> <u>C. フロントシールド</u> <u>D. ギアボックス</u> <u>E. カッター</u> <u>F. 締固めローラー</u> </p>	<p data-bbox="1644 432 1760 464">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8504. 40	<p><u>G. バックシールド</u></p> <p>3. 電子速度制御装置</p> <p>(省 略)</p> <p><u>9032. 89 / 2 参照</u></p>	8504. 40	<p>3. 電子速度制御装置</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p>
<u>8539. 51</u>	<p><u>1. テープ型ライト</u></p> <p><u>本品は、柔軟性のある屋内用 LED テープ型ライト（24 ボルト、1.3 ワット、白色光）である。当該テープ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な一つのセクションであり、同セクションの各々には長さ方向に 18 個の LED が並んでいる。本品は、印刷回路基板（PCB）に接続された LED を有する。102 ミリメートル（4 インチ）毎に電圧降下を防ぐための定電圧装置と埋め込み式の連結器を有している。本品は、最大で 50 セクションまで連結でき、102 ミリメートル（4 インチ）毎に任意の長さで切り分けることもできる。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24 ボルトのドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。</u></p> <p><u>通則 1（第 85 類注 11（a）及び第 94 類注 1（f））及び 6 を適用</u></p> 		<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9032. 89	<p><u>2. 電子周波数インバーター</u></p> <p>本品は、三相の非同期電動機の電子速度、トルク及び位置の制御を確実にすることを主たる機能とするものである。本品は、電子筐体に組み入れられ様々な用途に適するように設計されている。本品は閉じられた筐体の形状で提示され、大きさは電力により異なる。本品は以下を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ドライブシャフトの速度、位置及びトルクをリアルタイムで測定するためのカード</u> ・ <u>コントロールカード</u> ・ <u>電力回路（パワーユニット）</u> ・ <u>ダイアログインターフェース</u> ・ <u>制御／コマンド端子台</u> ・ <u>電力用端子台</u> ・ <u>通信ポート</u> ・ <u>任意のメモリーカード用スロット</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> 8504. 40／3 参照</p>	(新 規)	